

令和6年3月12日

小平市中央公民館  
館長 季高 一成 様

提言

未来を創る公民館の役割  
～社会教育施設としての公民館の在り方～

小平市の公民館は、平成26年3月の報告書「公民館の課題と今後の方向性－公民館のあり方検討に関する報告書－」、平成27年3月の提言「公民館事業企画委員会及び公民館事業企画実行委員会が各館に設置された場合、公民館運営審議会はどのような役割を果たすべきか－公民館の課題を踏まえて－」、平成28年1月の答申「学習活動を通じて、地域づくりに貢献する公民館の今後の取り組みについて」に基づき、公民館事業の充実に取り組んできました。

世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症により、これまで経験したことのない日常下におかれ、公民館の臨時休館という前代未聞の経験を経て「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べるという生涯学習の基本理念が、改めて問われることになりました。公民館の「集い」の機能はまだ完全に回復したとは言えませんが、コロナ禍がもたらしたオンラインの普及は、対面の場にアクセスが難しい人々に学びや情報を届けることを可能にし、多様なニーズに応える手段となりました。

令和2・3年度の提言に基づき、社会教育施設としての役割について定例会において審議を重ねてきました。

小平市は、人口減少・少子高齢化・公共施設の老朽化・更新時期の集中・財政バランスの悪化等から将来の小平市の公共施設を取り巻く環境を整理し、小平市公共施設マネジメント推進計画にまとめました。現世代のみならず、子や孫といった将来世代まで持続可能で、だれもが期待や希望を抱くことができることを目指し「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念を掲げました。

中央公民館、小川西公民館、花小金井北公民館は公共施設マネジメントの取り組みの中で、他の公共施設と複合化することとしています。

この提言は、公民館が市民の学習権を保障する社会教育施設であることを踏まえて、これまでの成果を次期令和6年度・7年度の公民館運営審議会(以下、審議会という)及び公民館活動の一助とするために取りまとめました。

はじめに

提言は、審議会や自主研修会を開催し、各委員からの意見等について、熟考を重ねてきました。

1から4までは、各委員がまとめたものです。5については、次期審議会に向けた課題として捉えている事項を列挙したものであり、多面的に小平市公民館の課題を考える上で材料とするため、市民に分かりやすい表現であるか、委員が話し合い、審議会等で確認するにとどめました。そのため、敢えて全委員の意見が一致したものではないことを添えさせていただきます。

#### 小平市公民館運営審議会

|     |        |        |
|-----|--------|--------|
| 会 長 | 勝谷 美紀子 |        |
| 副会長 | 鈴木 一雄  | 細江 卓朗  |
| 委 員 | 長澤 成次  | 堀井 賢治  |
|     | 田尻 智子  | 上原 愛治  |
|     | 多田 聡子  | 海老名 要一 |
|     | 久米 正幸  | 古家 裕美  |
|     | 堀内 まりえ |        |

## 1 公共施設マネジメントについて

小平市は、平成 27 年 2 月に公共施設マネジメント基本方針を策定し、市制施行 100 周年に向けて「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念を掲げ取り組みを進めています。小川西町公民館、花小金井北公民館の整備基本計画が策定されました。

- (1) 公共施設マネジメントについては、教育機関としての公民館の管理運営と深く関わるため、教育委員会に対する助言機関である社会教育委員の会議や、公民館長の諮問機関である公民館運営審議会への諮問について検討が必要と考えます。
- (2) 小平市立小平第十一小学校・小平市立小平第十三小学校等複合施設については、公民館を廃止せず、どのように維持するか検討する必要があると考えます。
- (3) 小川駅西口新公共施設については令和 5 年度第 4 回公民館運営審議会に示された「たたき台」によりますと、公共施設全体に指定管理者制度導入が予定され、公民館については、事業は直営という案が示されました。
- (4) 施設の使用許可については、小平市立公民館条例第 6 条（利用の承認）は、「公民館を利用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない」としています。使用許可権限を教育委員会から指定管理者に移すことになれば、公民館事業の実施に困難を生じるという懸念があります。
- (5) 指定管理者制度導入などの新たな運営体制を検討される場合は、公民館の社会教育機関としての役割や意義が損なわれないように進め、運営審議会への情報提供及び説明、市民に向けた十分な広報及び説明会の開催を望みます。

## 2 需要（ニーズ）の多様化への対応

コロナ禍で失われつつある市民共助、ICT の進化の中で取り残される情報弱者の学びの支援、企業・NPO 等との多様な連携、協働などの視野を広げ高齢者のニーズも若い世代のニーズも取り込み、市民にとっての真の学びの場、交流の場としての公民館の役割を果たされることを望みます。

- (1) 市民の声を反映したプログラムを企画するため、各館にアンケート箱を設置し活用する。
- (2) 高齢者、若者向けの学習支援プログラム、外国人向けの日本語教育プログラムを企画する。

- (3) 地域団体、NPO等と連携し、ニーズに合ったプログラムを共同で企画する。
- (4) 身体や家庭事情により来館できない市民のため。オンライン等のハイブリット形式の講座を企画する。

### 3 人材確保

公民館活動に参画する地域人材、例えば事業企画委員会の場合、現在の委員会は大沼公民館を除き、平日の午前または午後で開催されているため、参加できる人が限られています。夜間や休日にオンライン等のハイブリット形式の開催を検討し、多様な人材から意見を交わす機会を増やすことできる開催を望みます。

- (1) 小平市には大学、高校等が多く、学生たちが公民館に参加しやすい活動を企画する。
- (2) 公民館で企画するプログラムの運営に必要なボランティアの確保が必要である。
- (3) 事業企画委員会のなり手不足、委員の固定化を防ぐため、メンバーの入れ替えや委員会のオンライン化を進める。
- (4) 地域人材の確保には、市民向けの広報活動や募集活動が必要である。
- (5) 関係者との連携を強化し地域資源を活用して、多様なスキルや専門知識を持った地域人材確保が必要である。
- (6) 地域人材の育成にも力を入れ、研修や講座の提供など、スキルアップの支援が必要である。

### 4 「公民館の課題と今後の方向性～公民館のあり方検討に関する報告書～」の見直し

平成26年に作成された「公民館の課題と今後の方向性～公民館のあり方検討に関する報告書～（以下「あり方検討報告書」という）」について、運営審議会としては、以下の背景から見直しを行う必要があると考えています。

#### (1) 背景

- ① 前回の作成から10年が経過する。
- ② 小平市第四次長期総合計画、国の第四期教育振興基本計画、第二次小平市教育振興基本計画など関係する上位計画の改定が行われた。
- ③ 新型コロナウイルス感染症というパンデミックの経験。

- ④デジタル化、DX化の進展。
- ⑤市における公共施設マネジメント推進計画の推進。

## (2) 課題等の例示

- ①公民館利用者の高齢化に伴い、利用者数や定期利用団体が減少傾向にある。コロナ禍でさらに加速しており、新型コロナウイルス感染症が5類に移行後もコロナ禍以前の状態には戻っていない。
- ②利用者の固定化が改善されていない。令和3年5月に実施した小平市政に関する世論調査において、過去1年間で公民館を利用した頻度は「訪れなかった」70.1%、「年1回程度」15.8%であり、前回からの改善が見られない。事業企画委員会の設置により、多様な講座が実施されるようになったが、利用者数の減少の影響は大きい。
- ③高齢化に加え、地域や利用者間の繋がり希薄化により、分館における友の会等の加入数も減少。分館まつりの運営にも影響が生じている。
- ④施設の老朽化が進んでおり、Wi-Fi環境など設備環境が十分でない。
- ⑤若い世代が公民館を利用し活動するための更なる取り組みが求められている。
- ⑥公民館事業企画委員会の設置や学校経営協議会（コミュニティスクール）への参加など、地域住民や学校その他団体との連携においては、分館まつりにおける展示等が中心であり、決して十分とは言えない。
- ⑦公共施設マネジメントの推進によって施設の複合化が図られており、教育委員会・公民館に求められる役割を改めて検討する必要がある。

このような視点から、骨組みは前回の「あり方検討報告書」を基本としつつ、公民館で課題等をさらに整理し、定期的に運営審議会へ報告し、令和6年度末までの完成を目標とすることを望みます。

## 5 次期運営審議会に向けた課題として捉えている事項

各委員から提案された次期運営審議会での検討事項は、以下のとおりです。

- (1) 運営審議会では議論すべき課題を的確に把握するため、審議会委員は平素から各公民館の事業を実見するとともに、各公民館職員等とも積極的に意見交換し、その意見を定例会に反映させる。
- (2) 運営審議会委員に応募しやすい環境づくり（審議会の午前中の開催、またはオンラインの活用など）。
- (3) 情報発信力の向上として、学校へのデータ送付、チラシ配布が近隣の小学生には効果的であり、学校との連携につながる。

- (4) 市民協働、市民参加については、公民館へのアクセス向上。
- (5) 各分館の定期利用団体が、友の会等に入っておらず、役員のなり手が少なくなり結果的に公民館の衰退を招いている。部屋割の優先度や、ロッカー使用の優先等、入ることのメリットを設ける。
- (6) 意見交換の機会（公民連、事業企画委員との意見交換会を持つ）。
- (7) 事業企画委員会委員へ、薄謝進呈する（図書カードやクオカード等）。各自が責任を持って発言し、公民館講座がより魅力あるものになる。
- (8) 運営審議会の定例会開催場所を中央公民館と限定せず、分館の持ち回りで開催する。
- (9) 複合施設の利用目的は多岐にわたる。プライバシーを守る配慮が施設設計から必要であり、サウンドカーテン等の導入を希望する。
- (10) 公民館職員の重要性として、市民から必要とされる公民館として機能するために地域と行政をつなぐコーディネーターとしての資質の向上が不可欠である。市民の学習権を保障する公民館の機能をより充実させるために、運営審議会は職員の重要性を認識する。